### 北山文化環境ゾーン新施設名称に係る意見聴取会議

平成 28 年 5 月 23 日 16 時 30 分~ 京都府公館第 5 会議室

#### 1 趣旨

北山文化環境ゾーンに整備中の新施設について、府民に、より親しみを 持ってもらうとともに、新施設の機能に相応しくアピール度・知名度を高 める名称を検討する。

# 2 意見聴取内容

新施設の名称としては、建物全体の名称と、建物のうち、公の施設(条例設置)となる部分の名称との2つが必要

- (1) 京都府直営部分については広く一般の用に供するため、公の施設と して条例で施設名を規定する必要
  - → 条例上の施設としてどのような名称が相応しいか
- (2) 建物は、京都府立の公の施設と京都府立大学の一部の機能を合わせ 持つ。名称は条例等に依るものではないため、愛称的なもの
  - → 公募により決定するのが適当ではないか
    - ・公募方法や、審査基準についての意見

### 3 意見聴取会議委員

荒巻 礼	禎一	京都文化財団理事長、京都文化博物館館長
井口 君	和起	福知山公立大学 学長
金田	章裕	府立総合資料館長、元人間文化研究機構長
築山 差	祟	府立大学学長
柾木 」	良子	北山街協同組合専務理事
山内(	修一	京都府副知事

(敬称略:五十音順)

### (1)公の施設(条例設置)の名称について

- 1. 北山文化環境ゾーン整備のコンセプト(資料1)
  - 文化と環境に包まれたやすらぎと交流の中で、京都を世界に発信する街
  - 開放感にあふれ、歩いてまわりたくなる街
- 2. 整備中の新建物の概要 (資料2)
- 3. 公の施設の概要
  - 設置条例

条例の名称:京都府立○○○○条例

第1条(設置目的)

府民に京都の文化、歴史等に関する学習及び交流の場を提供するとともに、京都に関する資料等を収集し、保存し、及び公開することにより、京都における文化の発展及び学術の振興に資するため、京都府立〇〇〇〇〇(以下「〇〇〇」という。)を京都市左京区下鴨半木町1番地29に設置する。

# (参考)現条例

名称:京都府立総合資料館条例

第1条 京都に関する資料等総合的に収集し、保存し、展示して調査研究等一般の利用に供するため、京都府立総合資料館(以下「資料館」という。)を京都市左京区下鴨半木町に設置する。

### ● 提供する機能

- (ア) あらゆる府民が京都について学び、学びを通じて交流する場を提供する。
- (イ) 京都文化の価値を国内外のネットワークの中で研究し、発信する。
- (ウ) 府民の学びの成果を発表する場を提供する。
- (エ) 京都関係の資料を収集・保存し、次代に伝えるとともに、展示、公開する。

### 4. 名称選定の考え方

- (ア) 提供する機能を表すにふさわしい名称
- (イ) 旧来のイメージにとらわれない新たな施設イメージを想起させる名称
- (ウ) 新たに追加する「京都学」機能をアピールする名称
- (エ) 誰もが親しみやすく、呼びやすい名称

# 5. 名称案

- a 京都府立 京都学 歴彩館
- b 京都府立 京都学 知究館
- c 京都府立 京都学 探究館
- d 京都府立 京都学 創造館
- e 京都府立 京都歴史文化記録館
- f 京都府立 国際京都学センター
- g 京都府立 京都文化研究交流センター
- h 京都府立 京都文化情報館
- i 京都府立 平成勧学館
- j 京都府立 京都文化フォーラム

### (2) 建物の名称の公募について

京都府立の公の施設(京都学ラウンジ、京都関係資料閲覧室、大・小ホール、展示室等)と京都府立大学文学部・附属図書館等の複合施設について、府民から親しまれ、愛される施設となるよう、下記のとおり名称(愛称)を公募することを検討

記

- 1 募集内容 新たな建物の全体を総称する名称 (愛称)
- 2 募集期間 平成28年●月●日(●) ~●月●日(●)(2週間程度)
- 3 応募資格 特に指定しない
- 4 応募方法 郵送または電子メールによる応募 (1応募につき1点。ただし何点でも応募可)
- 5 選考方法 選考委員会による選考を行い入賞者を決定 最優秀賞 1点 優秀賞 3点以内 最優秀賞及び優秀賞の受賞者には記念品を進呈
- 6 選考基準
  - (ア) 誰もが親しみやすく、よびやすいものであること
  - (イ) すでに商標登録されている名称でないこと
  - (ウ) 北山文化環境ゾーンのコンセプトを連想させるものであること
  - (エ) 公序良俗に反するものではないこと
- 7 結果発表 入選作品及び入賞者は、平成 28 年●月頃に入賞者に通知 府広報紙及び府ホームページにて発表